

# 社教連会報

発行 社団法人 全国社会教育委員連合

〒160-0012 東京都新宿区南元町23番地  
公立共済四谷ビル TEL.03-5368-8175

## 教育基本法の改正と 今後の社会教育

文部科学省生涯学習政策局長

加茂川 幸夫

平成一八年一二月、六〇年ぶりに教育基本法が全面改正された。改正教育基本法の下、着実に教育改革を推進するためには、第一に、基本法の理念を踏まえた一連の法令整備が必要となる。第二に、総合的にかつ体系的・重点的に改革を進めるためには教育振興基本計画を策定しなければならぬ。特に、改革を実行するには予算的な裏づけが不可欠であり、更に、新しい酒は新しい皮袋に詰めるという喩えのように関係者の意識改革が強く求められる。

関係法令のいわば第一弾として、学校教育法など教育三法が今年六月に改正された。第二弾以降としては、生涯学習・社会教育関係が視野に入ってくる。改正教育基本法では、生涯学習の理念(第三条)の新設をはじめ、社会教育関係の規定が

格段に充実した。このため、社会教育法など数本の法律について、改正の可否を検討し、整次第国会に提出したいと考えている。

学校教育の普及とともに、社会教育の役割は変化してきた。特に、学校への過度の依存が家庭や地域の教育力の低下に拍車をかけている。改正教育基本法は、このような状況を改めるべく、家庭教育や社会教育などの規定を整備し、学校、家庭、地域社会の役割分担と連携協力に努めるべきことを明記した。この機を逃しては、社会教育の再建は更に遠くである。そこで関係者には、公共の精神など、改正法が示す理念・目標の下で、生涯学習・社会教育の再構築と積極的な取り組みをお願いしたい。

社会教育法第三条は、「すべての

加茂川 幸夫(かもがわさちお)

昭和50年 文部省入省

59年 在ジュネーブ政府代表部

一等書記官

平成4年 千葉県教育委員会教育次長

10年 教育助成局財務課長

11年 大臣官房人事課長

13年 同審議官(初中局担当)

15年 高等教育局私学部長

16年 文化庁次長

18年 生涯学習政策局長



国民が「自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るよう」国と自治体が環境醸成することを求めているが、現代の文化的教養は多様化、高度化している。例えば、環境、法教育や消費者教育など社会的要請の強い学習課題が増えている。これらは社会教育の役割を再評価してもらうには絶好の機会と考えられ、この点でも関係者の意識改革が求められている。

香川だより

## 新しい公共づくりと社会教育

香川県社会教育委員連絡協議会

会長 清 國 祐 二

## 社会教育の出番

地域共同体の機能低下が話題になって久しい。教育基本法には新しく「学校、家庭、地域住民等の相互の連携協力が盛り込まれたものの、実状は心許ない。ひとつには教育への偏見による教育忌避の傾向がみられ、個人主義に傾斜した学習機能の偏重が近年なかつただろうか。そもそも教育と学習は表裏一体をなし、教育的な配慮に基づいた社会こそ学習に適した社会であるといえよう。社会教育をも大きく包含する生涯学習の振興が、人びとに学習への関心やその定着を果たした功績は認めつつも、それによって社会教育が後退したのではないかという指摘も多く、社会教育関係者の間から漏れ聞こ

えてくる。

モンスタ・ペアレントが面白可笑しくメディアで取り上げられている。子ども会やPTA等の社会教育関係団体の役員になりたがらないのはまだ可愛い。全員が桃太郎(主役)の幼稚園の学芸会、わが子と反りが合わない子どもを別のクラスに移せという親、PTAへの出席に対して日当を要求する保護者、彼らは十分に社会化されていないのに自己主張だけは旺盛だ。成熟した市民社会に社会教育行政は不要だと断言した政治学者もいたが、市民の現況から判断すると彼のいう市民社会は幻想に過ぎなかつた。子どもが子ども社会の中で、親が親社会の中で、大人が大人社会の中で成長する場が不足している。そのノウハウは社会教育の

蓄積の中にこそあるのではなからうか。



## 公共づくりとワークショップ

一〇月二四日〜二六日に開催される第四九回全国社会教育研究大会香川大会の研究主題は「新しい公共づくりに貢献する社会教育の役割」である。本大会は第五〇回記念大会にちなぐ重要な役割を担っているとの認識に立ち、チャレンジ姿勢で企画にあたった。地域社会を基盤とするNPO活動を題材にして社会教育を再考するシンポジウム、民間と行政の協働から垣間見る新たな施設経営を考える分科会がひとつの特色である。高度情報社会や人間関係の希薄化を背景にワークショップ(参加型学習)が再び注目を集めていることに鑑み、青少年教育の分科会をワークショップ形式で試みるのがふたつ

めの特徴である。もちろん、不可欠の研究テーマである社会教育委員の機能や期待される役割等についても基調講演及び分科会における協議で十分深める予定である。

このようなチャレンジをするに至った経緯に触れておこう。まず、国家及び地方財政の逼迫から行政サービスは縮小傾向にあり、地域コミュニティという概念を用い、各地で新しい公共づくりが始まった。しかし、現代の日本人に共助の精神がどれほどあるのか定かでない。この機会を利用してじっくり考えてみたい。次に、高度情報社会の到来は学習のあり方に大きな影響を与えた。ひとつ例示すると、私たちは他者によって加工された情報を安易に求めるようになり、情報をつくり出すことに汗をかかなくなつた。五感で感じる情報より、メディアからの情報にリアリティを感じているのである。ワークショップとは集団力学を用い、情報をつくり出す作業でもある。この形態と方法を社会教育に生かすことで、地域課題の解決やコミュニティの再生へ向けた大きな一歩が踏み出せるのではないかと考えている。



平成十九年度 社会教育委員連合 会長表彰受賞者 決まる

平成十九年十月二十五日、全国社会教育研究大会(香川大会)開会式の席上で、次の六三名の方々が表彰状を二名の方が感謝状を受けられます。

おめでとうございます。

受賞者(敬称略)

Table with 3 columns: 都道府県 (Prefecture), 氏名 (Name), 所属 (Affiliation). Lists award recipients from various prefectures like 北海道, 青森県, 岩手県, etc.

Table with 3 columns: 都道府県 (Prefecture), 氏名 (Name), 所属 (Affiliation). Lists recipients of letters of appreciation from various prefectures like 徳島県, 香川県, 愛媛県, etc.



社教連制定 社会教育委員バッジ

ピン式(男女兼用) 頒布価額一五七五円

お申込みは直接社教連へ 03-5368-8175

表彰規程施行細則

- 第一条 表彰は毎年度実施する。ただし、文部科学大臣の表彰がある年は行わない。
第二条 表彰候補者を推薦する基準は次のとおりとする。(毎年四月一日を基準日とする。)
① 社会教育委員は七年以上の在任者とする。
② 会長は六年以上在任し、その職を退いた者とする。
③ 関係職員は五年以上在職した者とする。
第三条 表彰者は都道府県ごとに社会教育委員現員数が五〇〇人までは一人、五〇一人より一、〇〇〇人までは二人、一、〇〇一人より一、五〇〇人までは三人、一、五〇一人より二、〇〇〇人までは四人、二、〇〇一人以上は五人とする。
二 指定都市の表彰者は、全指定都市に対し三人とする。
第四条 規程第四条第一号、第三号については表彰状を、第二号については感謝状を贈呈する。
付則 この改正は平成五年一月一四日から施行する。
この改正は平成一七年一月一四日から施行する。

## 北から南から

青森

## 自治体経営力と社会教育委員の活動

青森県社会教育委員連絡協議会

会長 内海 隆



平成の市町村合併も一段落がついて、地方分権化時代における自治体の経営力が問われている。「人間」、「財源」、「権限」の「三ゲン」が増える（大きくなる）メリットが強調された市町村合併（私はこの合併を「おにぎり合体論」と呼んでいる）によって、行政区域は大きくなったが、各市町村を一つ一つのおにぎりに例えると、大きく握り直したおにぎりの中の具は依然としておほかたあり、シャケとして主張してそれぞれ町の特性を残している。そのよくなそれぞれ具がバランスよく調和されて、本当の大きな、しかもおいしいおにぎりになるには時間がかかる。

青森県も合併前には67あった自治

体が40市町村となった。当然、社会教育委員の数も三分の一ほど減って、現在では400名を切っている。今後は各自自治体の社会教育委員も一桁台で構成されることが予想される。当然、県の連絡協議会の台所事情も逼迫して、現状では運営が困難と判断し、これからの連絡協議会のあり方と県内市町村の社会教育委員の活動の支援を考えて、現行の1000円から2倍の2000円の値上げに踏み切った。

市町村合併の思わぬ余波を受けたわけであるが、全国的に自治体は「安心・安全」で持続可能なまちづくりが求められている。さらには、トリックリング・ダウン・エフェクト（浸透効果）の新自由主義経済政

策が自治体間の格差をも生じている現在、人びとが生きている実感と生活の豊かさを感じ取れるような地域空間をつくるのは、なによりも「信頼できる人間関係」を構築することにはほかならない。この人間関係づくりは、社会教育の得意とする分野である。

子育ても、高齢者の介護・看護も「大変」だが、子育ては成長という希望や光への関わりであり、「若い」への関わりとは違う意味がある。その意味では「勝ち組」も「負け組」も「待ち組」も関係なく包括して、「生活の質」の充実と向上を目ざしているのが社会教育委員の活動ではないだろうか。

## 香川でお会いしましょう

第49回全国社会教育研究大会（香川大会）

平成19年10月24日（水）～26日（金）

香川県高松市（サンポートホール高松ほか）

スロージョギング 語ろう讃岐路で、新たな社会教育を！  
 研究主題 新しい公共づくりに貢献する社会教育の役割  
 基調講演 演題「今こそ求められる社会教育委員の主導力」  
 講師 政策研究大学院大学 教授 岡本 薫  
 シンポジウム 「新しい公共づくりに貢献する社会教育の役割」  
 アトラクション サマサイト演奏 奏者 白杵美智子

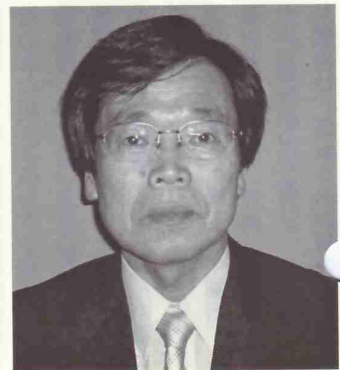


大分

「動く」社会教育委員会議を旨として

大分県社会教育委員連絡協議会

会長 山崎 清 男



平成19年7月、新委員のもとに大分県社会教育委員会議がスタートした。再任の委員も含め20名で構成されている。大分県社会教育委員会議の目ざすところは、「主体的に活動し、政策提言のできる」会議である。従来ややもすると、社会教育委員は「名誉職」的な委員ととらえられがちであった。したがって「会議」が開催されても、議論が活発化することは少なかつたといえよう。このような状況の打破を目ざして、大分県社会教育委員会議は活動を継続してきている。

平成18年11月答申した。答申は「協育」をキーワードに、社会教育委員が執筆し自らの手で仕上げたという意味で「手づくり」の答申であった。もちろん事務局の強力なサポートをいただいた。この答申をベースにして、大分県教育委員会は学校、家庭、地域社会による教育の協働を推進する方策を示した「地域協育振興プラン」を策定した。

社会教育を中心とした今日的諸課題に対し、委員自ら考え、行動しそして「会議」として内容を取りまとめ提言していくという筋道をとってこそ、「動く社会教育委員」、「政策提言できる社会教育委員会」たりうらと思われる。大分県社会教育委員もこのように行動し、活動を行うことにより委員として、そして「会議」としてのアイデンティティを確立したいと考えている。

新社会教育委員会議も、大分県生涯学習課長より「教育の協働を推進する拠点としての役割を果たすための公民館運営の在り方に係る調査審議について」依頼を受けた。全委員それぞれの立場で、この課題への「挑戦」に胸を膨らませている。

社会教育委員会議が「動き」、そして社会教育がいっそう活性化することにより、「教育の協働」が推進されると確信している。

平成17年8月、大分県教育長より「地域社会の協働による子ども健康全育成の方策について」諮問を受け、

「挑戦」に胸を膨らませている。

北から南から

平成20年度社会教育研究大会のお知らせ (予定)

第50回記念全国大会 (長野大会)	平成20年10月29日 (水) ~31日 (金)	長野県民文化会館
北海道地区	未定	
東北地区 (秋田大会)	20年10月16日 (木) ~17日 (金)	
東海北陸地区 (石川大会)	20年10月16日 (木) ~17日 (金)	
近畿地区 (大阪大会)	20年9月4日 (木) ~5日 (金)	
中国四国地区 (鳥取大会)	未定	
九州地区 (福岡大会)	〃	

# 博物館法制の見直しについて

—「新しい時代の博物館制度の在り方について」  
報告の概要について—

文部科学省生涯学習政策局社会教育課長

平林正吉



文部科学省では、望ましい博物館

制度の在り方を調査・検討するため、平成18年9月、生涯学習政策局に、中川志郎ミュージアムパーク茨城自然博物館名誉館長を主査とする「博物館の在り方に関する検討協力者会議」を設置した。同会議では、これまでに13回の審議を行い、平成19年3月の中間まとめの公表後、関係者からのヒアリングや国民からの意見募集を経て、6月15日に「新しい時代の博物館制度の在り方」と題した報告をとりまとめた。報告書では、博物館法が定める基本制度である①博物館の定義、②博物館登録制度、③学芸員制度について主に論点の整理・検討し、以下のように提言している。

## 1. 検討の背景

博物館は、これまで生涯学習や地域づくりの拠点として様々な活動を通じて、国民の教育、学術及び文化の発展に寄与してきた。博物館法は、博物館活動の基礎として、昭和26年の制定以来、登録博物館制度や学芸員制度等の運用を通じて、博物館の振興を図ってきたところである。博物館法制定当時、全国で200館余りにすぎなかった博物館は年々増加し、平成17年10月現在で博物館等数は5,614館を数え、1館当りの人口比も、約40万人/館から約2万人/館と、身近な存在になってきている。年間入館者数は、約2億7千万人を超え、博物館における講座等の開催についても、実施している館の割合は、43・1%から

74・5%に増えている。今日、博物館は人々の学習要求の多様化・高度化や社会の進展・変化に対応し、さらに積極的な役割を果たすことが期待されている。

また、昨年末に改正教育基本法が成立し、国民が生涯にわたって学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現を図るべきという、生涯学習の理念がうたわれたが、このような視点から博物館活動の基盤となる制度が今後、適切に機能していくことができるのか、改めて検討することが必要となっている。

## 2. 報告の概要

### (1) 博物館の定義

報告は、これからの博物館の望ま

しい姿として、「集めて、伝える」という基本的な機能に加えて、市民とともに資料を「探求」し、知の楽しみを「分かち合う」博物館文化の創造を掲げている。また、博物館の基本的定義としては、①資料を収集し、保管(育成)する機能、②資料を展示することにより、教育や楽しみを提供し、学習を助ける機能、③資料を調査し、研究する機能、といった3つの機能を不可分一体に有しなければならない施設、と整理した上、例えば博物館資料の位置づけについては、実物だけでなく各館種等によって適切な資料を保有しているかによりその有無を判断するなど、博物館の多様性に配慮した定義を決めるよう提言している。

### (2) 博物館登録制度について

博物館登録制度では、地方公共団体(教育委員会所管)や公益法人などが、博物館の設置者として都道府県教育委員会に登録申請し、必要な博物館資料があること、必要な学芸員を置くことなど一定の要件をみたす場合に、博物館登録原簿に登録されることとなっている。上述のように、博物館数は増大しているが、その8割は登録博物館でも博物館相当



施設でもない、法が対象としていない施設（博物館類似施設）であり、また、首長部局所管の公立博物館など設置者が多様化しているのが現状であり、制度との乖離が生じている。

報告書では、この博物館登録制度について、博物館法の目的である「国民の教育、学術及び文化の発展に寄与すること」をすべての博物館に普及させるためにも、現行法の登録博物館申請資格を、基本的にすべての博物館に開放することとし、例えば、現在在地方自治体における首長部局が所管している博物館や美術館といった施設についても、登録の対象にするべきであると提言している。加えて、それぞれの館にふさわしい活動の内容面を重視する制度に再構築をするとともに、現行の博物館相当施設制度については、廃止し登録制度に一本化することを提言している。

また、同協力者会議では、博物館の多様性を尊重するためにも、各博物館が目標とすべき博物館像を設定し、それに向けた努力を後押しできるとする登録基準とすることを提言している。それを実現するための登録基準は、

①経営（マネージメント）Ⅱ当該博物館の使命を実現する計画を立て、達成状況を確かめ、人々の要望等を反映させて次につなげていくという、一連の機能を持つているか

②資料（コレクション）Ⅱ資料を中心にした調査研究や教育、学習支援が行われているか

③交流（コミュニケーション）Ⅱ博物館と利用者が幅広いコミュニケーションを図り、人々に支えられる博物館かどうか

といった基本的な視点を柱に、より具体的な基準を構築することを提言している。

また、より制度の質を上げていくために、登録基準が維持されていることを定期的に確認することや、「登録博物館」を名称独占とするなど、国民に一定の要件を備えた優れた博物館であることを示せる制度とすることを提言している。

③学芸員資格の見直し

博物館の専門的職員である学芸員については、現在、大学において養成科目を履修する者が有資格者の99%を占めている。この大学で修得すべき博物館に関する科目の単位は、8

科目12単位で、他の社会教育関係の資格である司書（14科目20単位）、社会教育主事（4科目24単位）と比べて少ないのが現状である。

このため、①大学における養成課程の科目の見直しや単位数の増を図るとともに、大学の養成課程修了時点での資格を「学芸員基礎資格（仮称）」とし、博物館に就職後1年以上の実務経験を経た後に登録博物館における「学芸員」に位置づけること、併せて新しい養成段階として大学院レベルの専門課程を検討すること、②大学と博物館が協働して学芸員を養成する体制づくり、③現職学芸員の研修制度の充実、等を提言している。

### 3. 今後の展開

文部科学省では、本年6月、教育基本法改正等を受けた生涯学習・社会教育関連法の在り方等に関する事項を審議するため、中央教育審議会生涯学習分科会に制度問題小委員会を設置し、審議を開始した。そこでは、博物館法の見直しも議論する予定であり、本報告書の提言をたたき台として、具体的な法制面での検討を進めることとしている。また、並行して、本協力者会議においてもさ

らに詳細な検討を行い、新しい時代の博物館制度の在り方についての議論を深めていく予定である。

特に、審査基準の高度化に関して は、実際の審査にあたる都道府県教育委員会の理解と協力が必要であり、今後本報告を受けて具体的な法制度の検討するに当たって、十分に相談しつつ進めていきたいと考えている。

なお、報告書は、文部科学省のホームページに掲載されている。アドレスは以下のとおり。http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingichousa/shougai/014/index.htm

### 社教連のホームページができました

おまたせしました  
念願のホームページができました

<http://www.shakyoren.or.jp/>

まだ、yahooなどでは検索できませんが  
アドレスを入力すると見られます  
ご活用ください

「社教連」だより

平成一九年度

第一回総会、理事会開催される

平成一九年度第一回「社教連」総会が、去る五月八日(月)中田 徹文部科学省大臣官房審議官を来賓にお迎えし、ホテルフロラシオン青山で開催されました。

総会では、①平成一八年度事業報告・決算報告、②平成一九年度事業計画案・予算案、③第四九回全国社会教育研究大会(香川大会)開催要項について審議され、いづれも原案どおり承認されました。④第五〇回全国社会教育研究大会(長野大会)は平成二〇年一月二九日(水)三十一日(金)長野県長野市内において開催されることが決定しました。⑤第五一回全国社会教育研究大会について、公民館大会との合同開催は難しいため、従来どおり九州地区での開催をお願いしたい旨提案。第五一回以降の大会の持ち方を含めて今後さらに検討していくこととなりました。⑥任期満了に伴う役員の変更が行われ、新会長に大橋謙策(東京都)が再任されました。副会長その他の役員は次のとおりです。

平成一九・二〇年度

(社)全国社会教育委員連合役員

会長 大橋 謙策(東京都)

副会長 清國 祐二(香川県)

〃 小出 勉(長野県)

常務理事 大西 康之(事務局担当)

理事 関寺 恭朗(北海道)

〃 松尾 弘一(岩手県)

〃 大井 光弘(秋田県)

〃 井原 照夫(静岡県)

〃 中野 茂一(石川県)

〃 藤井 容江(愛知県)

〃 岩堂美智子(大阪府)

〃 榎本 浩巳(和歌山県)

〃 徳田 秀雄(鳥取県)

〃 正平 辰男(福岡県)

〃 山崎 清男(大分県)

〃 西野美佐子(仙台市)

〃 中山 修一(広島市)

監事 遠藤 正之(千葉県)

〃 秋元 秀夫(税理士)

新潟市浜松市が「社教連」に加入

平成一九年四月から政令指定都市となった新潟市と浜松市の社会教育委員の会議が新たに入会され、正会員は六五団体となりました。

新事務局開設

(財)全日本社会教育連合会との事務委託契約終了に伴い、平成一九年四月一日より、新事務局を開設し

ました。事務局体制は、常務理事大西康之、事務局長林洋子、事務局員小川安次です。

五〇年史の編纂について

第五〇回全国社会教育研究大会の記念行事として「五〇年史」の編纂について、編集委員をおき準備を進める旨説明があり、承認されました。指定都市社会教育委員連絡協議会に出席

五月二五日(金)広島市で行われた指定都市社会教育委員連絡協議会に常務理事大西康之と事務局長林洋子が出席しました。

「社教情報」編集委員会開催

六月一八日(月)「社教情報」の編集委員会が四ツ谷のスクワール趣町にて開催されました。編集委員は大橋謙策(会長)大西康之(常務理事)内田浩和(北海道)内海隆(青森県)梶野光信(東京都)中野靖彦(愛知県)清國祐二(香川県)上條秀元(宮崎県)山崎清男(大分県)の皆様です。発行は十月上旬を予定しております。

平成十九年度第二回理事会

平成十九年度第二回理事会総会が一〇月二五日(木)香川県高松市内にて開催の予定です。後日正式のご通知を発送いたします。

社教情報No.57

10月上旬発行予定 [A5判64頁] 定価350円(本体333円) 140円

特集・地域の教育力—新しい教育行政のあり方を考える—

「地域」を基盤とした新しい教育参加の仕組みと社会教育の役割 東京都 梶野 光信  
学校、家庭、地域社会の「協育」ネットワークをめざして 大分県 中川 忠宣 矢野 修  
「協育」ネットワークを考える 大分県 山崎 清男  
目指せスペシャリストの取り組み(山形県立新庄神室産業高等学校) 内海 隆  
放課後子どもプランの取り組み 文部科学省放課後子どもプラン 推進室  
香川県歴史博物館活性化に向けた新しい普及活動への取り組み 古野 徳久  
シリーズ「実践で語る戦後の社会教育史」 千葉県 高橋 邦夫 市東 常雄  
/インタビュー 上條 秀元  
《事例》 恵庭市の社会教育委員の活動報告 恵庭市社会教育委員連絡協議会

編集・発行 (社)全国社会教育委員連合 TEL 03(5368)8175 FAX 03(3341)6071